

新潟市の教科書採択の経過と問題

小林 正弘

はじめに

権力による教科書統制は今に始まったことではないが、安倍政権によるそれは異常を極めている。13年、従来学習指導要領の改定に合わせて見直されてきた「教科書検定基準」を5年も前倒しして改定。自民党・教育再生実行本部の「中間とりまとめ」の内容そのままに、政府統一見解を教科書に記述させたり、「近隣諸国条項」も事実上廃止する改定となったりしている。さらに、昨年、わずか4000人という小さな町、沖縄県竹富町の教科書採択に文科省が「つくる会」系の教科書を強引に採択させようとして失敗した騒動はその典型である。竹富町の教科書採択の経緯を見ながら、

私が「新しい歴史教科書をつくる会」（以下つくる会）が発行した教科書が初めて登場した年の採択に関わる機会を得て、全くべールに包まれていた採択の実態を白日の下にさらした闘いを記録しておくことは、今後の闘いの参考になり得ると確信して原稿執筆を引き受けた次第である。

1、教科書検定及び採択制度の変遷

1872年（明治5年）自由発行・自由採択

1880年（明治13年）使用禁止書目の発表

1881年（明治14年）報告制

1883年（明治16年）認可制

1886年（明治19年）検定制↓8年後日清戦争勃

発

1903年（明治36年）国定制↓翌年日露戦争始まる、第一次大戦、15年戦争

1946年（昭和21年）アメリカ教育使節団、自由発行・自由採択を勧告

1947年（昭和22年）国定制（採択は自由）

1949年（昭和24年）同一学年の学級ごとに違つた教科書を採択できる

1951年（昭和26年）学習指導要領―試案―発行

1963年（昭和38年）教科書無償措置法、教科書の検定強化、広域採択が始まる

右の略年表をみてわかるように、明治の学制以来10年ほど、戦後の数年間も教科書は自由発行・自由採択が原則であり、検定制が導入されるのは日清戦争を前にした1886年からである。つまり、朝鮮半島や大陸への侵略が準備されていくなかで、思想統制の必要が出てきたということであろう。日露戦争を目前にして教科書は国定化され、以来15年戦争の敗戦まで12年間にわたり教科書は皇民教育の核となり、「一億総オウム化」が実現したのである。こうしてみると、

教科書をはじめ教育統制が戦争への道に直結していることは明らかである。安倍政権はまさに同じ道に踏み込んだと言えるよう。

2、教科書採択問題の重要性

竹富町の教科書採択に文科省が躍起になったのは、「つくる会」系の教科書の採択率が20年経った今も数%しかなく、それを一気に引き上げたいとの思惑がある。安倍政権や文科省の本音は教科書の国定化にあると思われるが、さすがにそこまで踏み込めないのでは、検定の強化を通して、すべての教科書の内容を「つくる会」系の教科書に近づけると同時に、採択のさらなる広域化によって「つくる会」系の教科書を採択させる動きに出ている。

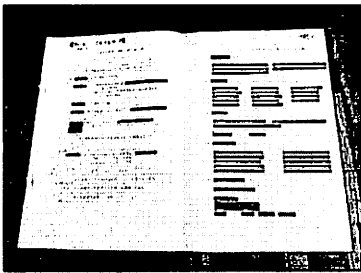
日本の教科書の内容は勿論、配列や学習の順序まで厳しい検定の対象となっており、世界に例がない。その厳しい検定を合格した教科書でさえ、採択の段階で現場教師の自由にならないのみならず、親や教師の与り知らない密室で秘密裏に行われている市町村が圧倒的である。その結果、教科書の寡占化、広域化が進み、戦後20数社あった社会科の教科書は7社となり、音楽、

技術に至っては2社となっている。さらには全県1社という事実上の県定教科書も広がっている（いずれも96年当時）。96年8月24日付朝日新聞社説は「教育にもっと自由を」と題し、「自ら学び自ら考え、主体的に判断する能力」の育成を唱える文部省が「使う教科書を自分の判断で選ぶことも許されない教師たちに、そうした教育を期待するのも妙なものだ」と批判した。

3、新潟市における教科書採択の実態

(1) 真つ黒に塗りつぶされた採択経過

新潟市には中教研（中学校教育研究協議会）という官制の任意の研究団体があり、各教科別に分科会がある。私は93年当時社会科部の副部長であった。この年も採択年だった。市教委の内規では部長・副部長は教科書調査委員に自動的に任命されることになっていた。私たちが分担して調査し、報告書を「選定委員会」に上げるのだが、そこから先がどこで、だが、



いつ、どのような議論が行われて採択が決定されるのかは全くの闇の中だった。実際、専門調査会が推薦した教科書が採択されず、別の教科書が採択になった。

そこで、93年2月18日、私たちは民主教育研究所所長・藤田正（その他私と小林朗氏）名で市の情報公開条例に基づいて市教育委員会に対し、教科書採択委員名、議事録、採択変更理由の3点について情報公開を請求した。3月19日さらに項目を追加し、採択に関わる文書の全面公開を求めた。4月に入り、県及び市からマジックで真つ黒に塗りつぶされた文書が届いた。

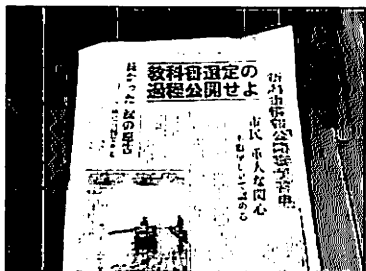
議事録は存在しないこと、その他の非公開の理由は「採択の公正確保」「特定個人情報だから」という到底納得できない理由であった。

私たちは4月末、直ちに「議事録の不存在は許されない」「公開条例の趣旨に反する」「非公開が業者の暗躍を招く」などの理由を挙げて新潟市情報公開審査会（以下情報審）に対して行政不服申し立て書を提出。これに対し、市教委も「外部からの働き掛け等の防止のため」とした弁明書を提出。

(2) 情報公開審査会での審理と公開の結論

私たちは万全を期すため、弁護士の意見も踏まえ、6月、情報審に意見書を提出するとともに証人調べを要請した。それと並行して、市教職員組合便りを通して組合員に経過を伝えるとともに、広く市民に訴えるため「子どもたちにもっと良い教科書を」の集会を開いた。

年の暮れも迫った12月27日、情報審は私たちの要請を受け入れ、3人に陳述の場を提供してくれた。私たちは陳述内容を摺合せ、十分な準備をして臨んだ。一人およそ10分間の陳述ではあったが、意を尽くすことができた。小林朗氏は採択経過が秘密であれば子どもたちに責任を負えないこと、子どもたちにとって教科書は重要な存在であること、子どもへの権利条約の観点から情報公開は教師のみならず、子どもや親に対してもなされるべきものであると述べた。私はシンガポール日本人学校在任中に教科書問題が国際問題化したこと、日本の教科書検定や採択の密室性は世界に



例がない異常なものであること、最も教科書に近い存在である教師が採択に関われないのは全く理解できないこと、業者の売り込みを招くというなら、むしろ全面公開すべきであることなどを陳述した。最後に藤田正氏は大阪堺市や川崎市では情報公開審査会が公開の答申を出していることやドイツの例を挙げて市教委の言う非公開の理由は合理性に欠けることを指摘した。

情報審査会が94年3月23日に市教委に対して行った答申は私たちの期待を超える「全面公開」であった。

その論理も極めて明快で、かいつまんで紹介すれば、ア、選定委員の氏名公表によって賄賂の収受、またはそれを要求もしくは約束をした場合、刑法や独占禁止法によって制裁が用意されていることよって、公正性が担保されている。イ、選定委員名が公表されれば、同委員と教科書業者の違法な接触を市民が監視できることになり、一層公正性が担保される。ウ、新潟市の委員会では委員名を秘匿している委員会とは他におよそ例がない。議事録については「いやしくも公的機関である以上、選定委員会は議事録を作成すべきであり、それを怠ってきたということは、職務怠慢であるとのしりをまぬかれない」と断定した。胸のすく思いがし

たものだ。

(3) 「つくる会」教科書との闘い

3年越しに及び新潟市における情報公開の闘いは全面的な勝利を得たのだが、そこに「新しい歴史教科書」問題が出てきたのである。私は95年4月社会科部長に選出された。私は就任のあいさつで、教科書採択の民主化に取り組むことを宣言し、了承を得た。翌96年教科書採択の年の3月、県教委から校長を通し、私を県の選定委員に「委嘱」したいと打診があった。私は仲間と相談の上これを拒否した。新潟県は14の採択区分かれ、採択権限は各市町村にある。県の選定委員には何の権限もない。そこに私を祭り上げようというわけである。その後、私は5月15日付で市の選定委員に委嘱された。選定委員は35名、一般有識者5名の内訳は市議会文教経済委員長、新潟大学教育学部教授、県立図書館長、市PTA連合会副会長、新潟女性史クラブ代表である。その他は各教科の顧問校長及び各教科部長、それに市教育長など教委から5名。5月28日第1回選定委員会の席上、私是要旨、次のように発言した。「今日配布された資料は依然として部外秘となっ

ている。世間から疑惑を招き、現場の不満も高い。情報審の答申では他に例がないとまで言っている」。これに対し、教育長が答弁に立ち、「あなたの意見はよくわかり、文部省もその方向で動いている。しかし、現段階では県の指導もあり、方針に従えないのであれば委員を辞退したくしかない」。

私は慌てた。ここで辞職すれば、採択に関われなくなる。この場合は教育長に従った。過去の経験者の話を総合すると過去の選定委員会も専門調査会も形式的な会で発言はほとんどなかったということだから、私の発言は衝撃を与えたようであった。他教科の様子はわからないが、社会科部は6月6日の第1回専門調査会で地理、歴史、公民分野の3分野を、校長を含めて6人で、1人各2分野を担当し、徹底研究することを申し合わせた。教育長に対して答申が行われる7月15日の第2回選定委員会までのわずか1か月余りの間に7社分を比較研究するのである。この間に、私たちは100名あまりの社会科部員にアンケートを取り、教科書展示会での市民の声も参考にすべく、議論を重ねた。市民の声の中には「父母の代表も入れてほしい、アジアに出かけて辛い思いをした。近代史を学ぶ体制を作っ

て」などがあつた。

私たちは勿論「つくる会」の教科書も比較研究の対象としたが、議論の対象とはしなかつた。あまりにも学説から逸脱し、子どもたちに渡せる内容ではなかつたからである。

私たちは、最終的に「新潟市に適合すると思われるもの」2社を選び、最終的に1社に決定しなければならぬ。最終的に私たちは、地理は教育出版、歴史は日本書籍、公民は東京書籍と決定した。例年ならば、これが最終決定となつたのであるが、教育長に答申する7月15日の第2回選定委員会の席で私に総攻撃が加えられた。議員（自民党）や図書館長から「南京虐殺の記述はどうなっているか、なぜ小さい会社の日本書籍がいいのか」ここに「つくる会」の影があつた。というのは「つくる会」は自分たちの教科書の採択はかなわないと思ひ、自分たちの意に沿わない日本書籍の教科書を業界から追い落とすことだつた。当時、まだ石原都政は実現しておらず、東京都では教師の投票によつて教科書を決めていたからである。だが、この年の採択戦後、日本書籍は業界から撤退を余儀なくされていった。私はその圧力をひしひしと感した。救いだつ

たのは新潟女性史クラブ代表の方が「東京では圧倒的に日書を採択していると聞いている。私たちの部会ではむしろ特定の大手に採択が集中することの弊害について議論もした」と私を弁護してくれた。

私は最後に発言を求め、選定委員会のあり方について意見を述べ始めたところ、委員長が「それは今日の議題と関係ないのでは」と発言を制止しようとした。私は「質問と意見を求められたのではないですか、私は意見があります。この会も任務を終るわけであり、すべてを公開していただきたい」と。答弁はなかつた。教育長に答申書が手渡され閉会した。

4、教科書採択制度の問題点と改善の方向

私の退職後、市教委は内規を変更し、中教研部長、副部長を選定委員や専門調査員に委嘱するという規定を廃止した。新潟県には「学閥」による教育界のあらゆるポスト（校長、教頭、教委の主事、私立学校管理職ポスト）の天下りなど独占するという全国に例のない忌まわしいインフォーマルな組織があつて、教科書採択にも絶大な影響力を行使している。逆に言うと、この学閥が「つくる会」に取り込まれないかぎり、皮肉

にも、あの問題教科書の採択を阻止できる防波堤にもなっているという現実がある。いずれにせよ、教科書採択の問題は「つくる会」勢力の運動によって著しく歪められている。全国的に言えば、首長に教育への介入を強める教育委員会制度の改悪がそれであり、「つくる会」が運動方針に掲げてきた、採択現場から現場教師を外すこと、専門調査員（現場教員）に採択教科書の絞り込みをさせないことなどについて地方自治体の議員への働きかけを通して教委に対する圧力を強めてきた。新潟市教委の内規変更はその典型である。私が退職後、海外から新聞投稿した教科書採択に関する記事を片手に県議会で自民党議員が「このような人物を採択委員にした理由は何か」と県教委を追及する場面もあったほどである。「つくる会」が登場した97年以前から、教科書採択が全国的に密室で行われてきたという問題はあったのだが、それが社会問題にならなかつたこともおかしいのだが、他国と比較すればそれはつきりする。先進諸外国では教科書は自由発行・自由採択が常識であり、日本のような検定制度もない。私たちが市の情報公開審査会で藤田正氏が陳述したように、ドイツ・ベルリン市での教科書採択は「1科目

15人の審査員で3年間の任期制。資格は教科書について研究業績があること。学校から推薦される先生は、父母・生徒を入れた職員会議が推薦する資格を持つている。審査委員会は州文部省から独立した機関として独自に審査を行う。1冊の教科書について15人の中から3人の専門的と思われる委員が選ばれ、3人が審査し、全員がOKなら問題なし、意見が割れた場合は審査委員長が別の人に依頼して審査。重要なことは、ドイツでは教師が教科書を使うかどうかの自由がある。採択は父母や生徒をまじえた職員会議で学校ごとに行われているということである。

日本では、既に報告したように、新潟市では現場教員は三分の一にも満たず、しかも職務上、上下関係にある校長や教育長など発言の自由も疑われる環境で決められているのが現状である。安倍政権が続く限り、改善の方向は見えないと言わざるを得ない。

いずれにせよ、今年度は中学校教科書の採択年である。多くの人が教科書センターに足を運び、意見を挙げてくださることを望む。

（こばやし まさひろ・新潟市）